

— 令和 7 年 2 月京都府議会定例会 —

文化生活・教育常任委員会付託議案

文 化 生 活 部
文化施設政策監

- 1 第 17 号議案 京都府人権尊重の共生社会づくり条例制定の件
- 2 第 37 号議案 財産無償貸付けの件（長岡京記念文化会館）
- 3 第 38 号議案 財産無償貸付けの件（中丹文化会館）
- 4 第 39 号議案 財産無償貸付けの件（丹後文化会館）
- 5 第 41 号議案 指定管理者指定の件（府民ホール）
- 6 第 42 号議案 指定管理者指定の件（堂本印象美術館）
- 7 第 75 号議案 京都アリーナ（仮称）整備等事業契約締結の件

第 17 号議案 京都府人権尊重の共生社会づくり条例制定の件

1 趣旨

府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重され、全ての府民が、地域等の社会において「守られている」、「包み込まれている」等といった社会からの温かさを感じることができるようになるとともに、誰もが主体的に社会に参画し、自らの可能性を伸ばすことができる人権尊重の共生社会づくりに資するため、人権教育及び人権啓発並びに相談体制の整備に関する施策の策定及び実施等について定めた条例を制定する。

2 条例案の概要

(1) 基本理念

人権尊重の共生社会づくりは、①府民一人ひとりが、相互に人権の意義並びにその尊重及び共存の重要性について、理性及び感性の両面から理解を深め合うとともに、自己の権利の行使に伴う責任を自覚し、自己の人権と同様に他人の人権をも尊重するものであること、②それぞれの個性が認められる寛容な社会の一員として、つながり支え合うものであること、③生涯にわたりあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるものであること、④情報化の進展等社会情勢の変化に的確に対応するものであること及び⑤人権に関する相談に的確に対応するものであることを基本理念とする。

(2) 推進計画

知事は、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進計画において、人権尊重の共生社会づくりに関する基本的な考え方、人権尊重の共生社会づくり施策の目標、人権尊重の共生社会づくり施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項等（基本的事項）を定める。

(3) 懇話会

知事は、人権尊重の共生社会づくり施策の策定及び効果的な実施に関する事項について、専門的な知見を有する者と府とが意見を交換するための懇話会を開催し、府は、懇話会における意見交換の内容を参考として、人権尊重の共生社会づくり施策を策定し、及び実施するよう努める。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日 予定

「京都府人権尊重の共生社会づくり条例（仮称）」骨子案に対する意見募集結果

- 1 募集期間 令和6年12月13日(金)から令和7年1月5日(日)まで
 2 意見提出数 97個人・団体 225件
 3 御意見の要旨及びそれに対する京都府の考え方

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
全般	府の行政そのものが誰かを差別していないかという観点が出ていないか。	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく施策として策定した「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」では、人権に特に関係する職業従事者の一つとして公務員（京都府職員）を掲げ、人権問題の現状と課題を認識し、問題解決に取り組む人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を基本目標とした職員研修を実施することとしています。同法の基本理念については、今回制定を目指す条例においても踏まえることとしており、御意見に留意しつつ取り組んでまいります。
全般	差別禁止、罰則の明記、救済対象の拡大、適正な運用を担保するための第三者機関設置など、骨子案には、いま現在、条例をつくるなら当然に踏まえるべきこれらの必須要素が欠片も存在しない。 ※その他同様の意見が44件	ヘイトスピーチは憲法で保障された個人の尊厳を損ない、対象とされた方々に多大な苦痛を強いるとともに、地域社会に深刻な亀裂を生じさせる行為と認識しています。京都府としては、こうしたヘイトスピーチは断じて許されないとの認識の下、府民への啓発や、（会館や公園など）公の施設でヘイトスピーチを防止するためのガイドラインの策定などに取り組んでいるところです。一方、今回制定を目指す条例は、ヘイトスピーチなど特定の課題に焦点を当てたものではなく、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性についての認識をより深く社会に浸透させることによって、差別のない、人権尊重の共生社会を形成しようとするものでありますので、御理解をお願いいたします。
	骨子案には具体的な差別煽動の禁止や罰則などが組み込まれていないのが残念。京都府内では過去に、人間の尊厳を踏みにじり命にも関わる重大なヘイトクライムが起こった。今後このような事件が二度と起こらないようにするためには、実効性のある差別禁止条例を強く求める。 ※その他同様の意見が17件	
	ヘイトデモや集会、ネットの書き込みで特定の集団を侮辱する行為を取り締まるため、ヘイトスピーチという犯罪に対する罰則を設けてもらいたい。 ※その他同様の意見が3件	
全般	インターネット上のヘイトスピーチ被害者が、権利回復のための行動（プロバイダに対する開示請求や削除要請、投稿記録、発信者情報保存等）を取りやすくするための支援が必要。 ※その他同様の意見が3件	インターネット上の誹謗中傷やプライバシーの侵害などの人権侵害は、全国的な課題であることから、京都府としては、昨年5月に成立した情報流通プラットフォーム対処法の施行に向けて、実効性のあるガイドラインの策定等を国に働きかけているところです。
全般	人権啓発及び相談体制の整備はもちろんだが、独立した救済機関が必要。 ※その他同様の意見が3件	京都府としては、簡易、迅速で柔軟な人権救済制度の早期確立を国に働きかけているところです。
全般	条例の制定により、同和対策事業の復活や確認・糾弾推進の口実にならないよう、適切に運用すること。	部落差別は完全には解消しておらず、京都府としては課題の解決に引き続き取り組む必要があると考えておりますが、今回制定を目指す条例については、御意見を踏まえ、適切に運用してまいります。
全般	当該の条例、基本的に好ましいものであるが、京都府にこうした条例を運用できるのか懸念がある。人権や差別、ヘイトスピーチについて、まずは府職員の理解力を涵養すべきではないか。	御意見を踏まえ、職員の資質向上に引き続き取り組んでまいります。
全般	世界人権問題研究センターの取組や成果を積極的に活用する態勢・仕組みを整えてほしい。	御意見を踏まえ、世界人権問題研究センター等の研究機関の調査・研究成果を活用し、質の高い知識の普及に取り組んでまいります。
全般	人権について学ぶことはとても大切なことだと思う。既存の学びの場をなくさないよう、また多くの市町に学びの場ができるよう期待する。	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
全般	人権尊重とは、明らかにある差別をなくしていくことが大事。京都の被差別部落、在日朝鮮人などの差別を具体的に示してはどうか。	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
全般	京都では、様々な人権課題の解決のため、人権侵害の当事者のみならず、多くの市民が粘り強く取り組み、京都府もこうした活動を後押しし、協働してきた経過がある。それぞれの主体がともに知恵を絞り対策を講じてきた京都の取組はこれからも継続していくべきであり、そのために制定される条例が府民に与える安心感は大い。 府民一人ひとりが人権が尊重される社会づくりの担い手となるべきという「京都ならではの」考え方の下、府民は人権尊重において自立した存在となることが求められる。全ての府民が自ら判断し、行動できる主体となれば、人権尊重の共生社会を実現するための大きな推進力となる。この骨子案に賛成の立場で、早期の条例制定を求める。	骨子案に御賛同いただきありがとうございます。御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
全般	骨子案の内容について、そのとおりだと思う。よりよい共生社会実現のためよろしく願いたい。	骨子案に御賛同いただきありがとうございます。御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
全般	人権条例について、川崎条例を上回る全国的に話題になる位の先進的な内容にしてもらいたい。	御意見を踏まえ、よりよい条例の制定を目指してまいります。
全般	全体的に曖昧模糊として、具体性に欠ける印象。また、全体として高圧的、威圧的に感じた。差別や人権侵害の根っこにある問題に、もう少し寄り添うべきだと思った。	差別などの人権侵害の実態、その原因等に寄り添うことは大変重要と認識しております。御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
全般	なぜこんな抽象的な「骨子」に対してだけ意見募集するのか。条例そのものの案について意見募集はできないのか。	人権尊重の共生社会づくりは、府民のみならず、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性についての認識をより深く社会に浸透させることによって、差別のない、人権尊重の共生社会を形成しようとするものであり、条例の名称はその趣旨を踏まえたものとしておりますので、御理解をお願いいたします。
名称	「京都府差別を許さない人権尊重の共生社会づくり条例」のように、名称において差別を許さない社会を目指すことを明確に示すべき。 ※その他同様の意見が10件	今回制定を目指す条例は、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性についての認識をより深く社会に浸透させることによって、差別のない、人権尊重の共生社会を形成しようとするものであり、条例の名称はその趣旨を踏まえたものとしておりますので、御理解をお願いいたします。
前文	国際的な人権施策レベル達成を目指す意思を鮮明に発信してほしい。	御意見も踏まえ、国際的な人権諸条約等にもとっとり、諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきたことを記載します。
前文	「差別その他の人権侵害」について、差別、複合差別、ハラスメント、マイクロアグレッション等を具体的に記載することが不可欠。 ※その他同様の意見が2件	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
前文	共生社会実現のためには、差別をなくすることが重要であり、差別を許さないという視点を条例に入れてほしい。 ※その他同様の意見が11件	京都府としても、不当な差別はあってはならないと認識しており、今回制定を目指す条例では、「人権尊重の共生社会づくり」の定義において、その考えを記載してまいります。
前文	「不当な差別」という表現は、不当でない差別があるかのような誤解を生むため、「差別」あるいは「差別事件」とするべき。 ※その他同様の意見が2件	差別には、個別の事象ごとに様々な背景や意味合いがあることから、今回制定を目指す条例では「不当な差別」という言葉を用いることとしております。
前文	インターネット上の人権侵害について、被害者、加害者になり得ると同時に、インターネット上の差別的言動が拡散し深刻な人権侵害を誘発し得る危険性にも言及すべき。	御意見も踏まえ、誰もが加害者にも被害者にもなり得る状況等について記載することとします。
前文	「不当な差別その他の人権侵害が存在」との記載について、京都で発生した具体的事件を明記すべき。 ※その他同様の意見が25件	御意見にある事件も含め、様々な人権課題が生起している現状があることから、個別の事象については特別に言及せず、憲法の規定も踏まえた人権侵害の類型を記載することとします。

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
前文	人権尊重の共生社会のための市民意識について書かれているが、人権尊重と同時に、「差別を許さない」市民の態度についても言及が必要。	御意見も踏まえ、「府民一人ひとりの尊厳と人権が共に尊重される必要がある」ことを記載することとします。
前文	「社会生活の正しい秩序が保持され」という表現はわかりにくい。	御意見も踏まえ、分かりやすい記載に修正することとします。
前文	「権利の行使に伴う責任」という表現は、権利と責任を一体化させる危険をはらみ、「責任を果たさない者には権利がない」という発言を助長させてしまうおそれがある。 ※その他同様の意見が1件	国民は基本的人権を、常に公共の福祉のために利用する責任を負うとした憲法の規定を踏まえ、記載することとしているところでありますので、御理解くださいますようお願いいたします。
定義	「人権尊重の共生社会づくり」の定義として、「全ての府民及び京都に暮らす全ての人が、年齢、国籍、性別、住所、職業などにより不当に差別されることなく」と具体的に記載してほしい。 ※その他同様の意見が1件	御意見の件については、憲法の規定を踏まえて記載することとしているところでありますので、御理解くださいますようお願いいたします。
定義	「人権尊重の共生社会づくり施策」の定義として、国際人権諸条約を踏まえて行うという基本姿勢が明記されるべき。 ※その他同様の意見が1件	前文で、京都府は憲法や国際的な人権諸条約などの人権尊重に関する現行法制の下に施策を策定・実施してきたことを記載することとしており、このことは、御意見にある人権尊重の共生社会づくり施策においても変わるところはありません。
定義	条例で差別について定義すべき。 ※その他同様の意見が8件	何が差別に当たるかということについては、国において法律で定められることが適当と考えております。今回制定を目指す条例では、憲法の規定も踏まえ「人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別」と記載することとしております。
基本理念	「全ての人は差別されない権利を有する」ことを基本理念に加えるべき。	今回制定を目指す条例では、憲法の規定も踏まえ、「人権尊重の共生社会づくり」の定義において「府民一人ひとりが、人種、信条、性別、社会的身分、門地等により不当に差別され」ないことを記載することとしております。
	個別の差別事象に対応した施策を進めることを基本理念に明示すべき。 ※その他同様の意見が3件	
基本理念	「全ての府民は、歴史的、社会的に人権を侵害されてきた属性の人々が対等に扱われ、住みづらさ（生きづらさ）から解消されることを目指す」ことを基本理念に加えるべき。	今回制定を目指す条例は、府民一人ひとりの尊厳と人権の重要性についての認識をより深く社会に浸透させることによって、差別のない、人権尊重の共生社会を形成しようとするものです。御意見の歴史的、社会的に人権を侵害されてきた属性の人々の生きづらさの解消につきましては、条例で基本的事項を定める推進計画において、対応の方向等性を記載したいと考えております。
責務等	京都府の責務として、差別のない社会の形成に関する施策の総合的推進及び差別による人権侵害が発生した場合の対策と予防措置を追加すべき。 また、事業者の中でも企業や学校に対しては、差別撤廃のためのガイドライン作成に努めることを追加すべき。 ※その他同様の意見が5件	御意見にある責務は、今回制定を目指す条例の基本理念ののっとり、人権尊重の共生社会づくり及び人権尊重の共生社会づくり施策の策定実施、協力等について規定することとしております。
責務等	人権侵害を受けた被害者への具体的な救済方法について、条例に盛り込む必要があると考える。 ※その他同様の意見が8件	人権侵害が発生した際は、法務省人権擁護機関をはじめ国、市町村等と連携を図って対応しているところですが、今回制定を目指す条例においても、相談体制の整備を「人権尊重の共生社会づくり施策」に位置付け、充実に努めてまいります。
推進計画	被害者の人権回復、加害者教育のための計画を策定することを明記すべき。 ※その他同様の意見が4件	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
推進計画	現行の「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次：改定版）」の改定において、同和問題（部落差別）の記述を見直し、同和問題は解決を迎えようとしていること、インターネット上の表現に見られる一部悪質な者による不適切な表現を殊更に取り上げることはないことを記載すること。	御意見は、推進計画の策定において参考とさせていただきます。

項目	御意見の要旨	京都府の考え方
懇話会	学識経験者と意見交換するだけでなく「審議会」とし、そこに公募委員も入れてほしい。	人権尊重の共生社会づくり施策に位置付ける人権教育及び人権啓発は、人の心のあり方に密接に関わる問題でもあることから、府民の自主性を尊重し、幅広い理解と共感を得て効果的に実施することができるよう、専門的な知見を有する方々と懇話会で意見交換させていただくこととしております。
懇話会	懇話会の構成員については、人権侵害の当事者を含む多様な府民も主体的に参加し意見交換するとともに、そうした意見を「参考」と位置付けるだけでなく、できるだけ施策に反映できる機関とすることが望ましい。 ※その他同様の意見が18件	
懇話会	懇話会の構成員については、ジェンダー平等を原則とすることを明らかにすべき。 ※その他同様の意見が4件	京都府では従来から、有識者会議等への女性委員の登用を推進してきたところであり、本懇話会の構成員についてもこれまでの取組を踏まえ、女性委員の積極的な登用に努めてまいります。
懇話会	懇話会は、これまでと同様に様々な人権課題に対する府の取組について意見を求めるものとし、部落差別（同和問題）を優先したものとしないうこと。	御意見を踏まえ、適切に運用してまいります。
懇話会	現在の「京都府人権教育・啓発施策推進懇話会」との位置付け、役割の明確化を図るべき。	現在の京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の役割については、今回制定を目指す条例に基づく懇話会が担うこととなります。
その他	香害・化学物質過敏症への対応を盛り込んでほしい。 ※その他同様の意見が3件	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
	インターネット上のフェイクニュースに関しては、ファクトチェックができるのか。	フェイクニュース対策については、国において検討されているものと承知しております。
	現代における多様性の尊重は当然の理念だが、それだけでは十分でない。「インターセクショナリティ」の概念に触れる必要がある。	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
	職業差別について学習する機会があり、差別や偏見に関する基礎知識の底上げのため、社会全体の考え方が変わっていく必要があると感じた。	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。
	幅広く意見を求めるために、事前周知や募集期間の再考、入力フォーム等の工夫が必要と考える。 ※その他同様の意見が3件	御意見については、今後の施策検討の際の参考とさせていただきます。

第 37 号議案 財産無償貸付けの件（長岡京記念文化会館）

無償貸付け財産	(1) 建物	所在	長岡京市天神 4 丁目 401 番地の 1
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 陸屋根 4 階建て 1 棟
		面積	3, 577. 40 平方メートル
	(2) 物品	(1) の建物に備えるピアノ、舞台・照明・音響設備その他の物品	
無償貸付けの 目的	芸術・文化の創造活動を奨励し、育成するための施設として引き続き財産を貸し付けることにより、乙訓地域における豊かな文化の振興及び普及を図ろうとするものである。		
無償貸付けの 相手方	公益財団法人 京都府長岡京記念文化事業団		
無償貸付けの 期間	貸付契約締結の日から 3 年間		

第 38 号議案 財産無償貸付けの件（中丹文化会館）

無償貸付け財産	(1) 建物	所在	綾部市里町久田 8021 番地の 20
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 軽量コンクリートぶき 2 階建て 1 棟及び附属建物
		面積	3,495.42 平方メートル
	(2) 物品	(1) の建物に備えるピアノ、舞台・照明・音響設備その他の物品	
無償貸付けの 目的	芸術・文化の創造活動を奨励し、育成するための施設として引き続き財産を 貸し付けることにより、中丹地域における豊かな文化の振興及び普及を図ろ うとするものである。		
無償貸付けの 相手方	公益財団法人 京都府中丹文化事業団		
無償貸付けの 期間	貸付契約締結の日から 3 年間		

第 39 号議案 財産無償貸付けの件（丹後文化会館）

無償貸付け財産	(1) 建物	所在	京丹後市峰山町杉谷小字扇谷 1030 番地
		構造	鉄骨鉄筋コンクリート造り 軽量コンクリートぶき 2 階建て
		面積	2,627.97 平方メートル
	(2) 物品	(1)の建物に備えるホール椅子、ピアノ、舞台・照明・音響設備その他の物品	
無償貸付けの 目的	芸術・文化の創造活動を奨励し、育成するための施設として引き続き財産を貸し付けることにより、丹後地域における豊かな文化の振興及び普及を図ろうとするものである。		
無償貸付けの 相手方	公益財団法人 京都府丹後文化事業団		
無償貸付けの 期間	貸付契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで		

第 41 号議案 指定管理者指定の件（府民ホール）

施設の名称	京都府立府民ホール
指定管理者	京都市中京区高倉通三条上る東片町 623 番地の 1 創
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

第 42 号議案 指定管理者指定の件（堂本印象美術館）

施設の名称	京都府立堂本印象美術館
指定管理者	京都市中京区高倉通三条上る東片町 623 番地の 1 公益財団法人 京都文化財団
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

京都アリーナ（仮称）整備等事業について

公募型プロポーザル (R6.5～R6.11)

- 「利用者満足度の向上」及び「府民負担の軽減」を図るため、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活かすべく、事業手法等も含めた幅広い提案を公募
- 外部有識者も含めて提案内容を審査し、優先交渉権者を選定
- ＜事業手法(スキーム)に関する提案内容＞
 - ・アリーナ施設の「建物本体(躯体等)」は屋内スポーツ施設や防災拠点としての公共性が高いことから安定した権原として府が所有
 - ・設備は来場者のホスピタリティに直結することから適切なメンテナンスを図るため事業者が所有

令和6年12月定例会 債務負担行為額設定 (限度額:348億5,200万円)

- 建設物価上昇の影響を受けながらも建築単価を低減し、同規模のアリーナを公共事業として整備した場合と比べて「23.5億円」のコスト削減
- 施設規模や仕様の拡充により稼働率の向上等を図ることで「運営開始当初10年間は府の負担が生じない」(府が運営した場合の試算「14.5億円/10年」)

<契約内訳>

フェーズ	契約種別	締結時期 (予定)	契約相手方	契約額 (予定)	契約内容
施設整備段階	事業契約書 【今回締結】	R7年3月	◆事業者グループ全10社 伊藤忠商事(株)、(株)梓設計、(株)大林組、(株)電通、(株)ハリマビシステム、協栄ビル管理(株)、伊藤忠アーバンコミュニティ(株)、シンコースポーツ(株)、NTT・TCリース(株)、京銀リース(株)	288億円	■本事業の実施に係る基本内容(維持管理・運営を含む)を規定した包括的な内容 ■京都アリーナ(仮称)の完工を令和10年7月末とし、府が取得する「建物本体(躯体等)」の代金に関する竣工後30年の分割払いの契約
維持管理・運営段階	リース契約書	R8年度頃	◆リース会社2社 NTT・TCリース(株)、京銀リース(株)	債務負担行為限度額の範囲内	■事業者が所有する設備類の府へのリースに関する契約 ■設計(R7.3～R8.3)を経て仕様等の詳細を決定の上、債務負担行為限度額の範囲内で契約
	維持管理・運営契約書	R9年度頃	◆運営SPC(令和9年4月設立予定) (株)電通、(株)ハリマビシステム、協栄ビル管理(株)、伊藤忠アーバンコミュニティ(株)、シンコースポーツ(株)等	運営開始当初10年間 府の負担なし	■事業契約書に定める維持管理・運営に関する規定に基づく詳細契約

(備考)競輪施設については、別途、予算計上のうえ、事業者選定を予定

第 75 号議案 京都アリーナ（仮称）整備等事業契約締結の件

1 事業名

京都アリーナ（仮称）整備等事業

2 契約金額

28,840,240,000 円に支払利息並びに物価変動及び法令の改正等に伴う増減額を加算した額

3 契約の相手方

- ・ 大阪市北区梅田 3 丁目 1 番 3 号
伊藤忠商事株式会社 代表取締役 小林 文彦
- ・ 東京都大田区羽田旭町 10 番 11 号
株式会社 梓設計 代表取締役社長 有吉 匡
- ・ 大阪府中央区北浜 3 丁目 5 番 29 号
株式会社 大林組 大阪本店 専務執行役員 大阪本店長 川上 宏伸
- ・ 東京都港区東新橋 1 丁目 8 番 1 号
株式会社 電通 代表取締役 社長執行役員 佐野 傑
- ・ 横浜市西区みなとみらい 2 丁目 2 番 1 号横浜ランドマークタワー
株式会社 ハリマビシステム 代表取締役社長 免出 一郎
- ・ 京都市中京区寺町通夷川上る久遠院前町 675 番地の 1
協栄ビル管理株式会社 代表取締役社長 濱口 正人
- ・ 東京都中央区日本橋大伝馬町 1 番 4 号
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社 代表取締役 深城 浩二
- ・ 東京都中央区日本橋堀留町 2 丁目 1 番 1 号
シンコースポーツ株式会社 代表取締役 石崎 健太
- ・ 東京都港区港南 1 丁目 2 番 70 号
NTT・TCリース株式会社 代表取締役 成瀬 明弘
- ・ 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町 731 番地
京銀リース株式会社 代表取締役 脇 一博

4 契約の方法

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の規定による随意契約

5 契約履行場所

向日市寺戸町

6 契約期間

議会の議決を得た日から令和 40 年 3 月 31 日まで

スポーツも、エンターテインメントも、街も、人も。この場所から。輪になっていく。みんなが、つながっていく。

LIVE LOOP KYOTO

スポーツも、
エンターテインメントも
街も、人も。
この場所から、
輪になっていく。
みんなが、
つながっていく。

地域に愛されるアリーナ

- 向日町競輪場と一体的に計画し、多様な広場を擁する地域に開かれた空間を整備
- プロチームによるスポーツ教室や様々なイベントの実施、スポーツカフェ・コンビニの整備による日常的に賑わう空間を創出
- 災害など有事において避難場所としての機能を完備

世界に選ばれるアリーナ

- スポーツにも、音楽にも、イベントにも、誰にとっても使いやすい施設づくり
- 観客目線に立った映像音響・座席計画で、何度も来たい観戦体験を提供
- 国際大会や有名アーティストに選ばれるよう、圧倒的な実績に基づく確実性のある誘致体制を構築

京都のシンボルとなるアリーナ

- 京都らしさ、「和」を随所に採り入れた施設計画
- 京都の企業にこだわり、京都に寄り添った実施体制を構築
- 京都のスポーツ・文化の発信拠点を創出・育成
- 競輪場のイメージを変え、地域のブランド力を向上

京都から世界へ。アリーナ整備・維持管理運営のエキスパートが京都に集結し、地域の皆さまとともに、世界に誇れる、アリーナから始まるまちづくりを実現します。

圧倒的な実績を有する企業と地元企業の活用

スポーツ・エンタメ施設の整備・運営の実績豊富な企業を主要業務に起用

代表企業：伊藤忠商事（ワーナーブラザーススタジオツアー東京、柴田町体育館）
設計監理：梓設計（沖縄アリーナ、SAGAアリーナ、横浜BUNTAI、Kアリーナ横浜）
施工：大林組（神戸アリーナ、エスコンフィールドHOKKAIDO）
運営：電通（有明アリーナ、SAGAアリーナ、横浜BUNTAI）
シンコースポーツ（宝が池公園運動施設、大阪府立体育会館）
維持管理：ハリマビシステム（横浜BUNTAI、Kアリーナ横浜、滋賀ダイハツアリーナ）
ファイナンス：NTT・TCリース（柴田町体育館、桑名市総合運動公園プール）

地元企業を積極的に起用し、長期間地元で寄り添う体制を構築

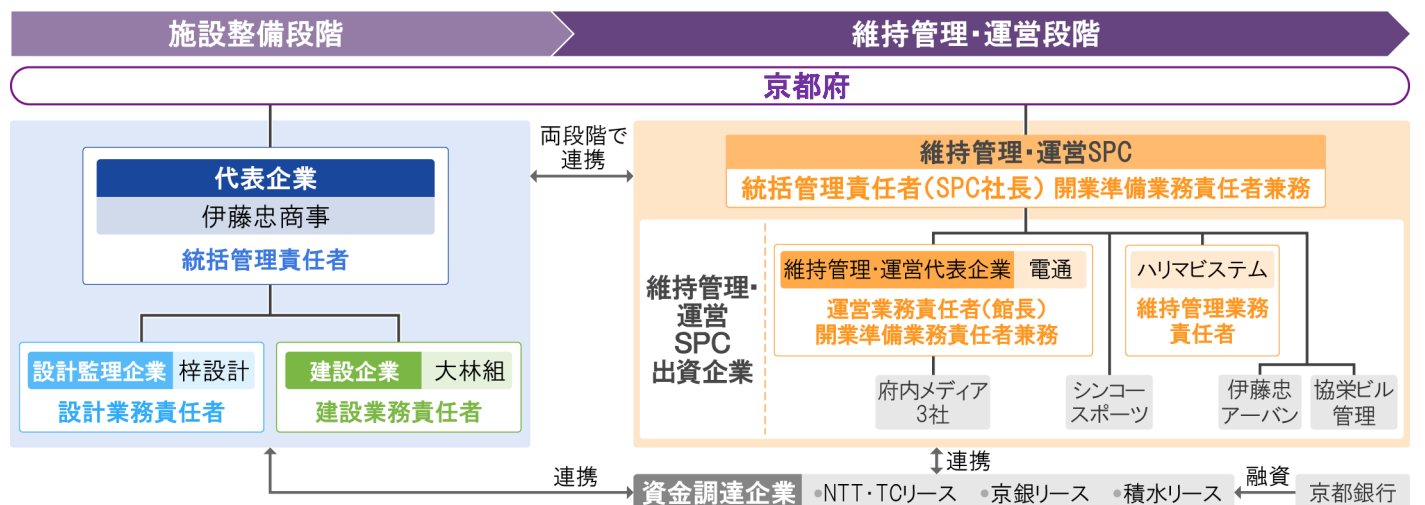
ファイナンス：京銀リース、京都銀行
維持管理：協栄ビル管理
運営：京都新聞、エフエム京都、京都放送

実績をふまえた魅力的な提案

- 圧倒的な実績を有する構成員企業のノウハウを結集し、収益性が高く、かつ利用者にとっても興行主にとっても使い勝手がよく魅力的な施設計画
- 大規模大会や有名アーティストを含め、スポーツも音楽興行もバランスよく確実に誘致する運営計画
- 府民の命を守るハード（建築技術）・ソフト（防災訓練・マニュアル等）の両面が備わった防災拠点
- 京都府のニーズに合わせ、割賦及びリースを複合した新しいファイナンススキーム

スポーツを観る、する、支える

- 全ての席から最高の観戦体験ができる座席計画
- 選手のパフォーマンスを最大限引き出す施設計画や府民に開かれた多くのスポーツ教室の実施
- 利用シーンにあわせてフレキシブルに活用できる諸室計画



(注)競輪施設はイメージであるとともに、アリーナ施設は今後の設計等により内容に変更が生じる可能性があります。

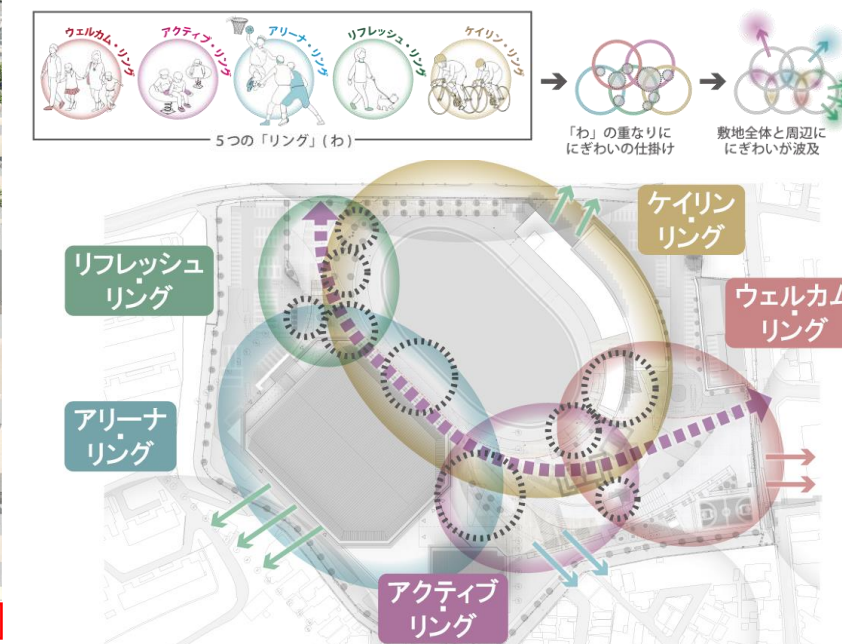
地域住民の交流拠点として、開かれたアリーナ／安心・安全のセーフティアリーナ



(注)競輪施設はイメージであるとともに、アリーナ施設は今後の設計等により内容に変更が生じる可能性があります。

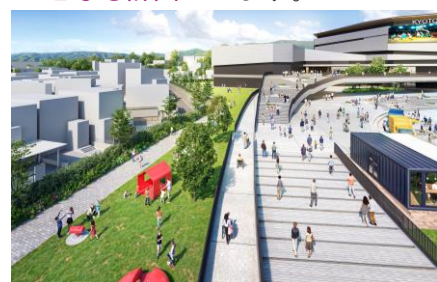
周辺地域にも波及的に広がる賑わいや交流の『リング』

- 競輪敷地全体を5つの「リング」(わ)でエリア構成し、リング同士の重なる部分に人々の溜まり場となるような、様々な賑わいの仕掛けを設ける計画としています。
- 各リングを活かして様々なイベントを開催し、**アリーナと競輪場の来場者及び地域住民の交流拠点として活用**します。



一体的に利用可能なオープンスペース

- 効率的な施設配置により大きなアプローチ広場を確保
 - アリーナと競輪場を並行配置して競輪施設を一棟化することにより、敷地南側にまとまったエリアを確保します。日常的に府民が利用しやすい**大きなアプローチ広場**や両施設を一体的利用したスポーツフェスなどの**地域イベント**を行える**ミニバンク広場**をつくり賑わいを創出します。
- イベントが行える屋外バスケットコート
 - 屋外バスケットコート**を敷地南東角に配置しバスケットボール関連のイベントに利用できる計画とします。東側道路から賑わいが見られ、南側住宅街への騒音にも配慮した配置計画とします。
- 住宅街と建物の間に緑地を計画
 - アリーナは、南西に広がる住宅街からできる限り離隔を確保した配置とし、住宅街に面する敷地境界沿いを広場や緑地として整備することで、**住宅街への圧迫感の低減を図り、周辺住民の憩いの場となる計画**とします。



地元利用者の賑わいと憩いを創出する施設を整備

- アリーナから競輪バンクを望む建物計画
 - 競輪バンクに面して観覧デッキを設け、競輪施設との連携ができ、**365日市民が訪れることで賑わいが創出**できる計画とします。
 - ミニバンク広場はアリーナでのイベント利用だけでなく、BMXや子どものストライダー大会など**競輪事業と連携した様々なイベント**ができるように計画します。
- 京都ハンナリーズとタイアップしたスポーツカフェ展開
 - アリーナ敷地内に**京都ハンナリーズおよび競輪場とタイアップしたスポーツカフェ**を整備します。ホームゲーム時はチームショップ、イベント時は売店、イベントが無い日はスポーツカフェとして営業し、地域の賑わいを醸成します。
- 地元の名産を取り扱うキッチンカースペースを展開
 - イベント開催時にキッチンカースペースを確保し、**地元商店会などの出店**を優先的に誘導します。
 - イベントが無い時は、**ミニバンク広場でマルシェなどを開催**し、地元商店街と地域を繋ぐ交流広場として機能します。



周辺住民や利用者の利便性を向上させる施設を整備

- 「ファミリーマート」の誘致が内定
 - 東側道路沿いには「**ファミリーマート**」の**誘致が内定**しており、来場者や地域住民から重宝されるコンビニエンスストアを開設します。
 - 地元産品や京都ハンナリーズのグッズを取扱うなど、アリーナ、競輪場店舗ならではの商品ラインナップとします。
 - 災害時には**地域の防災拠点**としての役割も期待されます。
 - 店舗開設の準備が整い次第、アリーナ開業よりも先んじての**オープンを検討**します。

災害に備えた安心・安全のセーフティアリーナ

- 災害時の早期対応・指定避難所としての機能確保
 - 近隣の活断層や今後予測される巨大地震に配慮し、指定避難所となるメインアリーナは、**構造体Ⅰ類**とします。
 - 受水槽及び緊急排水槽は災害時に必要な水量の1日分を確保し、インフラ途絶時にも利用可能とします。

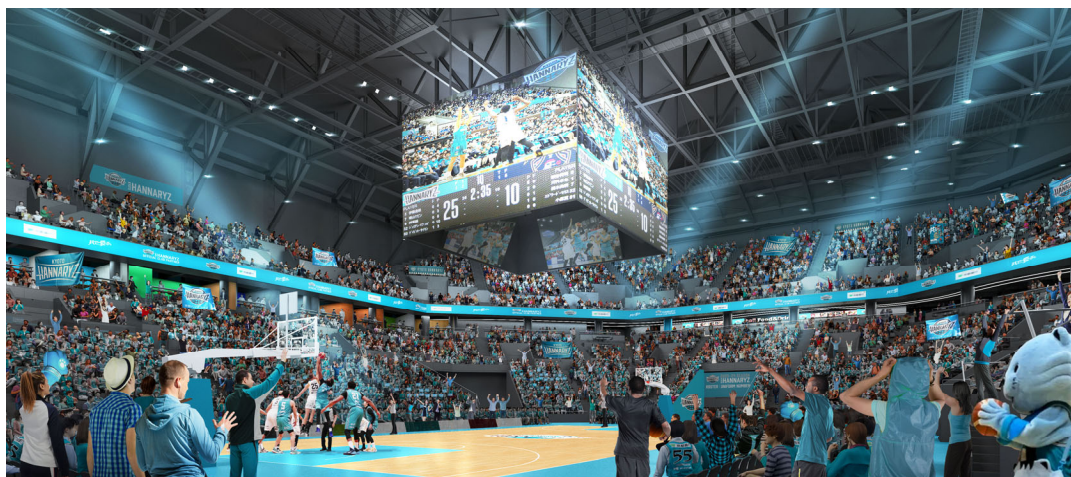
- マンホールトイレや非常用発電機を設置し、災害に備えます。
- サブアリーナは**床ふく射冷暖房システム**とすることで、避難施設として快適な室内環境を実現します。

平常時	災害時
メインアリーナ	物資集積所/避難場所
サブアリーナ	避難場所
エントランスホール	情報発信場所
事務室	府災害対策本部
医務室・会議室	救護所
各広場	炊き出し

(注)各イメージパースは今後の設計等により内容に変更が生じる可能性があります。

来る人も、使う人も。また来たくなる、また使いたくなるアリーナ

観客に多彩な興奮と感動を生むハイパフォーマンスアリーナ



●明快なゾーニング計画

- 各種プロリーグや大会の開催時に、選手、運営者、観客、VIP、メディアなど各動線が交錯しない施設配置とすることで、**利用者毎にコンパクトで明快なゾーニング**とします。
- 明快なセキュリティエリアを設定可能な諸室配置とすることで、メインアリーナとサブアリーナで別々のスポーツ大会やイベントを行うことが可能です。



●大会運営のしやすい施設計画

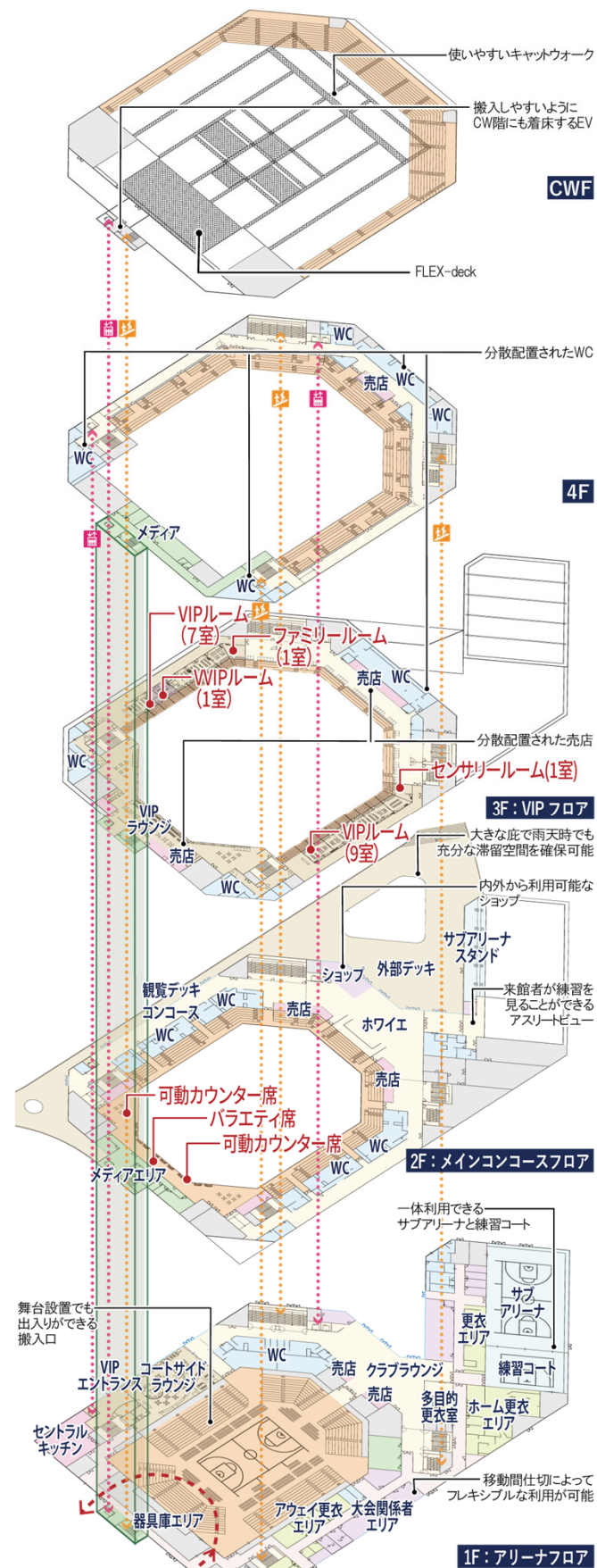
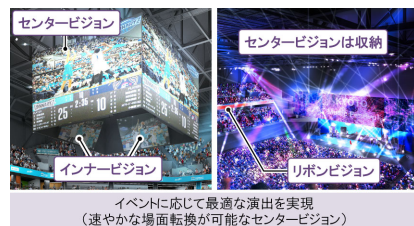
- ホーム・アウェイ両チームが、独立してアップすることができるよう、サブアリーナ隣接の練習コートを計画します。
- 練習コートとサブアリーナは**移動間仕切りを開放することで、一体的な利用**が可能で様々なイベントに活用できます。



テクノロジーにより、アリーナの体験価値を拡張させる

●スポーツエンターテインメント施設を実現する音響・映像設備

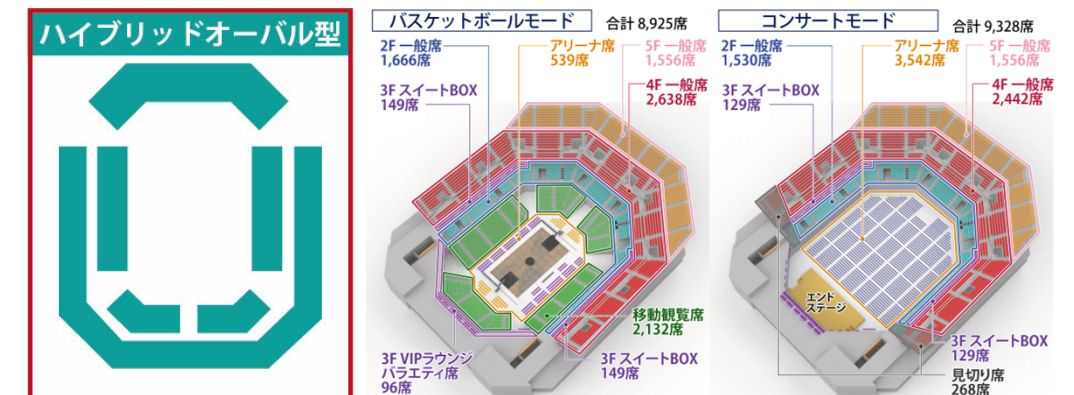
- 国内最高水準の密度となるアクセスポイントを常設し、最先端の通信環境を整え、**来場者が安心して快適に利用できる通信環境を提供**します。
- メインアリーナには**国内最大規模のセンタービジョン**を計画します。
- センタービジョン内には、**インナービジョンを4面搭載**し、フロア席の観客や、プレー中の選手たちにも、必要な情報を見やすく提供します。
- センタービジョンはコンサート時には屋根トラス内に収納可能となり、**速やかな場面転換も可能**となります。
- 各種映像を組み合わせ、**興行に合わせて柔軟に映像を表示することができる映像制御装置**を搭載予定です。映像の表示に対し、音響の調整、サイネージの表示切替、照明のパターン切替などを連動して制御可能とし、迫力あるデジタル演出で観客の体験価値を高めます。



多様な利用シーンに対応し高稼働を実現するボウルデザイン

●来るたびに新たなExperienceと一体感を生むボウルデザイン

- 各興行時の客席数を最大化したうえで、VIPエリアやバラエティ席などのプレミアムなエリア設定も可能とするボウル形状（ハイブリッドオーバル型）とすることで、**稼働率が高く、収益性のある「稼げる」アリーナ**を提案します。
- バスケ興行時は移動観覧席や仮設席により、口の字型にコートを囲むことで、**臨場感のある空間を演出**します。また、価値の高い長辺の座席を可能な限り最大化することで、センターコートの試合に最適な形状とします。（8,925席）
- 音楽興行時はU字型を基調としたボウル形状とし、**エンドステージを使用する際に見切りとなる座席を極少化**した無駄のない客席計画とします。（9,328席）



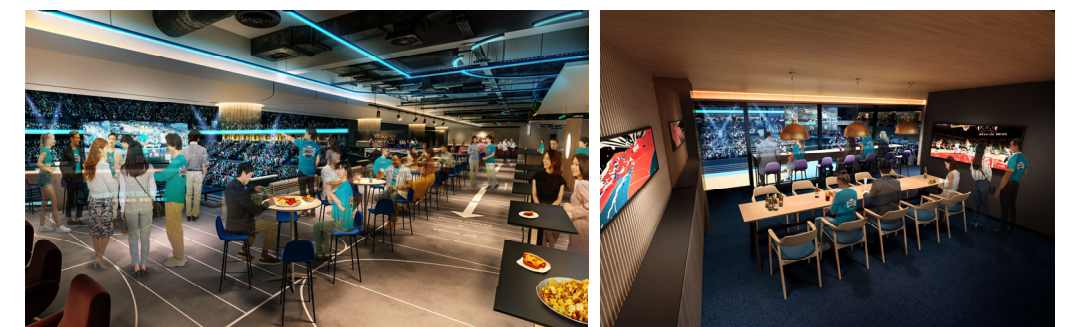
来るたびに違う楽しさに出会えるアリーナ

●収益性を高め、来訪者におもてなしを提供するVIPエリア

- VIPエリアには飲食を楽しみながら大人数で観戦可能なVIPラウンジと共に、個室空間となる**様々な特色のあるVIP・VIPルーム**をスポーツ観戦のしやすいコート長辺の両サイドに設けます。
- VIPルームは京都府の地域活性化策『もうひとつの京都』をテーマとし『海の京都』『森の京都』『京都市域』『竹の里・乙訓』『お茶の京都』の5つのルームバリエーションとします。
- コートサイドラウンジは「竹小径」をモチーフとした竹材で京都らしさを感じさせる上質な大人の社交場としてデザインします。

●混雑を緩和する機能的に配置された飲食・売店エリア

- 飲食・売店を分散配置し、あらゆる座席からのアクセス性に配慮した来場者が利用しやすい計画とします。
- 一部の飲食・売店はアリーナ内に計画することで、観戦しながらの飲食購入ができ、**決定的瞬間を見逃さない観戦体験**が可能です。



(注)各イメージパースは今後の設計等により内容に変更が生じる可能性があります。

— 令和 7 年 2 月京都府議会定例会 —

予算特別委員会文化・生活・教育分科会 審査依頼議案

文化・生活部
文化施設政策監

- 1 第51号議案 令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 8 号）中所管事項
- 2 第56号議案 令和 6 年度京都府収益事業特別会計補正予算（第 2 号）中所管事項

令和6年度一般会計 2月補正予算（案）の概要

文化 生活 部
文化施設政策監

1 第51号議案 令和6年度京都府一般会計補正予算（第8号）

○ 歳出予算補正

（単位：千円）

区分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	府債	その他	一般財源
第2款 総務費	6,490,421	282,778	6,773,199	△ 51,999	42,000	285,148	7,629
第1項 総務管理費	5,592,266	375,152	5,967,418	△ 54,460	42,000	284,762	102,850
第2項 企画費	616,322	6,002	622,324	2,461	0	294	3,247
第4項 市町村振興費	281,833	△ 98,376	183,457	0	0	92	△ 98,468
第3款 民生費	451,720	△ 25,419	426,301	△ 15,734	△ 1,000	0	△ 8,685
第1項 社会福祉費	451,720	△ 25,419	426,301	△ 15,734	△ 1,000	0	△ 8,685
第4款 衛生費	326,200	11,894	338,094	135	0	2,081	9,678
第2項 環境衛生費	326,200	11,894	338,094	135	0	2,081	9,678
第5款 労働費	789	0	789	0	0	0	0
第2項 雇用対策費	789	0	789	0	0	0	0
第7款 商工費	237,237	12,487	249,724	3,747	0	0	8,740
第3項 消費生活費	237,237	12,487	249,724	3,747	0	0	8,740
第10款 教育費	33,039,761	△ 822,030	32,217,731	△ 435,908	△ 57,000	60,000	△ 389,122
第4項 高等学校費	168	0	168	0	0	0	0
第6項 大学費	301,000	60,000	361,000	0	0	60,000	0
第9項 保健体育費	28,789	0	28,789	0	0	0	0
第10項 私学振興費	32,709,804	△ 882,030	31,827,774	△ 435,908	△ 57,000	0	△ 389,122
合 計	40,546,128	△ 540,290	40,005,838	△ 499,759	△ 16,000	347,229	△ 371,760

○ 繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	一般活動費	1,000
		文化芸術施設整備費	5,000
		植物園アートナイトウォーク事業費	15,000
		Music Fusion in Kyoto 音楽祭事業費	3,000

○ 繰越明許費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
民生費	社会福祉費	隣保館運営等助成費	99,000	112,000

令和6年度収益事業特別会計 2月補正予算（案）の概要

文化施設政策監

2 第56号議案 令和6年度京都府収益事業特別会計補正予算（第2号）

○ 歳出予算補正

（単位：千円）

区分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	府債	その他	一般財源
第1款 競輪事業費	25,470,903	1,918,958	27,389,861	0	0	1,918,958	0
第1項 総務管理費	50,719	1,154	51,873	0	0	1,154	0
第2項 競輪開催費	25,420,184	1,917,804	27,337,988	0	0	1,917,804	0
第3款 繰出金	100,000	0	100,000	0	0	0	0
第1項 繰出金	100,000	0	100,000	0	0	0	0
第4款 諸支出金	4,297	△ 4,297	0	0	0	△ 4,297	0
第1項 地方公共団体金融機構納付金	4,297	△ 4,297	0	0	0	△ 4,297	0
第5款 予備費	410,768	1,097,689	1,508,457	0	0	1,097,689	0
第1項 予備費	410,768	1,097,689	1,508,457	0	0	1,097,689	0
合 計	25,985,968	3,012,350	28,998,318	0	0	3,012,350	0

○ 繰越明許費補正

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
競輪事業費	競輪開催費	施設再整備費	269,000

— 令和 7 年 2 月 京都府議会定例会 —

文化生活・教育常任委員会 付 託 議 案

— 教育委員会 —

- 1 第35号議案 京都府文化財保護条例一部改正の件
- 2 第76号議案 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約締結の件
(主体工事)
- 3 第77号議案 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約締結の件
(電気設備工事)
- 4 第78号議案 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約締結の件
(機械設備工事)

1 第35号議案 京都府文化財保護条例一部改正の件

(1) 改正理由

文化財保護法の改正に伴い、所要の改正を行うため

(2) 改正内容

文化財保護法の一部改正を踏まえ、地方公共団体の登録文化財制度の新設に伴う規定整備及び府指定文化財の公開手続に係る国指定文化財に準じた取扱いへの改正

(3) 施行日

令和7年4月1日

2 第76号議案 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約締結の件 (主体工事)

工 事 名	京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事（主体工事）
契 約 金 額	5,236,000,000 円
契約の相手方	京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 518 番地 三井住友・公成・辻特定建設工事共同企業体 代表者 三井住友建設株式会社 京都営業所 所長 脇本 良治
契 約 の 方 法	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定による 一般競争入札
契約履行場所	長岡京市井ノ内朝日寺
契 約 期 間	議会の議決を得た日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 第77号議案 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約締結の件 (電気設備工事)

工 事 名	京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事（電気設備工事）
契 約 金 額	877,100,400 円
契約の相手方	京都市伏見区納所北城堀 3 番地の 5 植田・岡崎特定建設工事共同企業体 代表者 株式会社植田電機 代表取締役 植田 司郎
契 約 の 方 法	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定による 一般競争入札
契約履行場所	長岡京市井ノ内朝日寺
契 約 期 間	議会の議決を得た日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 第78号議案 京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事請負契約締結の件 (機械設備工事)

工 事 名	京都府立向日が丘支援学校校舎改築工事（機械設備工事）
契 約 金 額	1,586,090,000 円
契約の相手方	京都市左京区北白川西町 83 番地 影近・長尾・高木特定建設工事共同企業体 代表者 影近設備工業株式会社 代表取締役社長 影近 義之
契 約 の 方 法	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 234 条の規定による 一般競争入札
契約履行場所	長岡京市井ノ内朝日寺
契 約 期 間	議会の議決を得た日から令和 9 年 3 月 31 日まで

— 令和 7 年 2 月京都府議会定例会 —

予算特別委員会
文化生活・教育分科会
審査依頼議案

— 教育委員会 —

- 1 第51号議案 令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 8 号）中所管事項

令和 7 年 2 月京都府議会定例会提出見込議案（その 3）
（教 育 委 員 会 関 係 分）

1 第51号議案 令和 6 年度京都府一般会計補正予算（第 8 号）

（ 1 ） 歳入歳出予算補正

（単位：千円）

項	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国庫支出金	府債	その他	一般財源
教 育 総 務 費	18,762,107	△ 942,408	17,819,699	△ 457,286		2,318,206	△ 2,803,328
小 学 校 費	38,467,553	△ 2,125,255	36,342,298	118,166		2,691	△ 2,246,112
中 学 校 費	22,150,631	15,424	22,166,055	55,635		1,681	△ 41,892
高 等 学 校 費	39,563,552	△ 1,984,994	37,578,558	49,160	△ 544,000	△ 283,829	△ 1,206,325
特 別 支 援 学 校 費	15,809,001	717,748	16,526,749	76,450	466,000	7,537	167,761
社 会 教 育 費	748,000	△ 47,396	700,604	6,875	△ 25,000		△ 29,271
文 化 財 保 護 費	2,696,289	△ 135,299	2,560,990	△ 5,600		△ 76,200	△ 53,499
保 健 体 育 費	810,535	△ 14,893	795,642	△ 5,035		△ 24,720	14,862
合 計	139,007,668	△ 4,517,073	134,490,595	△ 161,635	△ 103,000	1,945,366	△ 6,197,804

（ 2 ） 繰越明許費補正（追加）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
教育費	教育総務費	学校教育振興費	1,000
	高等学校費	高等学校校舎等整備費	486,000
	社会教育費	少年自然の家改修費	37,000
	文化財保護費	歴史的建造物保存伝承事業費	12,000

（ 3 ） 繰越明許費補正（変更）

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	
			補 正 前	補 正 後
教育費	特別支援学校費	特別支援学校校舎等整備費	160,000	391,000